

City Sunrise 情報

令和7年3月号

Justice
&
Vigor



発信：弁護士法人
シティサンライズ法律事務所
弁護士 浦田 益之
弁護士 和田 恵
弁護士 磯谷 太一
Tel 058-265-1708
✉ info@urata-law.com

株主への利益供与

1. 1月23日、京都地裁は、京都新聞社の持ち株会社「京都新聞HD」と子会社に対して、大株主の元相談役に支払った報酬など約5億円の返還を命じた。
元相談役は、HDの株を一族で25%以上保有し、かつては、取締役社長などとして、経営全般に関わっていたが、HDらを退いた後は、相談役の肩書のみで殆どその職務を行っていないかった。
一方、HDらは、経営の方針・計画について、株主総会において反対されたり異議を唱えられるのを防ぐための対策（株主権不行使の見返り）として、報酬などの名目で不当に支払っていた、と認定された。
2. ところで、承知されている如く、会社法は、
株式会社は、何人に対しても、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与（当該株式会社又はその子会社の計算においてするものに限る）をしてはならないとの規定を置いている（第120条1項）。
それに加えて、この規定に違反して財産上の利益を供与したときは、当該利益の供与をすることに関係した取締役は、連帯して、供与した利益の価格に相当する額を支払う義務を負うとしている（第4項）。
当該取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りではないとされ（第4項但し書）、また、当該義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない（5項）ともある。
3. 上記条項の趣旨は、取締役は、会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営に当たる履行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響

を及ぼす利益供与を行うことを許すと、会社法の基本的な仕組みに反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあり、これを防止する必要から出ている。

4. さて、この規定がどこまで守られているかになるが、大企業なら、少数株主が会社の不正を正す手段にこれが使われたりする。

中小企業の場合は、特に一人会社、一人経営のケースがあるので、株式会社の仕組みとなる所有と経営の分離そのものが機能していないし、あるいは、株式を多く占める創業者に対して、名目だけの役職にすぎないのに、その意向を付度し、賛成してもらうための協力金なり、反対を抑えるための見返金が渡されたりしている。

こんな体たらくでは会社の成長・発展は望むべきもない。

5. 株主への利益供与の禁止が問題となる例

(1)総会屋と組んだ株主への対策費がある。

(2)会社乗っ取りグループから株式を買い戻すための工作費にしてもそうだ

(3)従業員が財産形成等を目的とした持株会社またはその会員に対して会社が出した奨励金はどうか。

(4)会社が議決権行使を条件にして、株主1名につきQ u o カード1枚（500円相当）を供与した場合はどうか。

この件については、モリテックス株主総会決議取消訴訟事件で争われたことがあり、東京地裁は、平成19年12月6日、「Q u o カードの贈呈は、その額において社会通念上相当な範囲に止まり、その総額も会社の財産的基盤に影響を及ぼすとはいえないものの、会社提案に賛成する議決権の獲得をも目的としており、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的によるものとはいえない」と判断している。

会社の送付した葉書には、「是非とも、会社提案にご賛同のうえ、議決権を行使して頂きたくお願い申し上げます」と記載されていた。

判例 This and that

東京地裁 R5. 9. 4

事業者が、換金可能を謳ったポイント商品を販売していたが、事業変更から、改定を認める契約を根拠にして、換金を停止した案件において、規約による改定の効力を否定し、換金停止期間中はポイントの有効期間は停止しないとして、顧客の換金請求を認容した。

1. 被告Yは、化粧品等を販売する株式会社であり、購入月の翌々月から10カ月間又は12カ月にわたって毎月購入する額の3～5%がポイントとして付与され、最終月には購入

額と同額のポイントが付く商品を販売していた。

換金は1ポイント1円とし、ポイントの有効期間は発生後6カ月とした。

ところが、Yは、令和2年1月、規約には「社会情勢、システム入替その他の事情の変化に伴い、当社が必要と判断した場合は、契約内容を、予告なしに、追加・訂正・加筆等により改定ができ、会員はそれを承知しているものとする」とあるのを根拠にして、ポイントの換金を停止した。

そして、情勢の変化に加え、会員登録後即換金を求める顧客が増加したこと、悪意のある会員が入り込み、虚偽の会社情報をインターネットに流布させ、他の会員を誹謗中傷したり他社への会員移動を扇動する者がいるなどをその理由に挙げた。

2. 裁判所は、以下の判断を示した。

①Yが1ポイント1円の換金を周知したうえ、ポイント商品を販売した以上、それが原告XとY間の販売契約の合意になる。

②Yが規約という「概要書面」は、2019年4月版であり、Xが会員登録をした当時は作成されていなかった。

③仮にその規約改定の効力がXに及ぶとしても、そこに想定されていた事情の変化は、契約書面等の軽微な修正や利益算出方法の小幅な変動等であると解され、ポイントは「おまけ」ではなく、ポイントそのものが商品の本質的な要素になっているから、これには当たらず、換金停止措置は無効である。

会員の承諾を得ずして、その内容を変更することはできない。

④Yは、Xの承諾なく、一方的にポイントの換金を停止し、履行拒絶の意思を明らかにしているから、こうした状況の下では、換金の請求を困難にする状況が継続していて、その実行も期待できないから、ポイントの有効期間は進行しないと解すべきである。

3. 道しるべ

「ポイントの付与」は単なる無償のおまけでは決してない。

事業者が約束した独自のポイント商品である。

事業者、顧客とともに、規約（合意内容）の再点検を忘れないことが肝要となる。

次回案内

岐阜放送「ぎふチャン」

浦田益之の言われてみれば… 3月26日（毎月第4水曜日午後4時5分から）

氏名に読み仮名を

1. 出生届などをする際、戸籍の氏名に「読み仮名」を記載することになった。
戸籍法の改正があり、2025年5月26日から施行される。
愛（らぶ）、昊空（そら）、心愛（ここあ）、姫星（きてい）、光宙（ぴかちゅう）、七音（どれみ）、美似意（みに一）、奏日亜（そふいあ）などのキラキラネームの問題が社会を混乱させている。
これまでも、法務省は名前に使える漢字を施行規則で定め、自治体の戸籍窓口で審査してきた。
2. ところが、太郎をじょうじ、高をひくしと読ませたりすると、例えば、給付金の振込をするに当たっては、カタカナ表示の銀行口座と照合するのにかなりの時間がかかったりする。個人を特定するための検索がスムーズに行われることは、行政手続のデジタル化に役立つ。
法務省は、2月17日、新判断基準を示した。
じょうじの太郎やひくしの高は、漢字と読み方との間に関連性がないから受理されないが、そらの美空やゆめの彩夢なら、漢字同士に関連性を見出すことができるので、受理されるようである。
3. そうはいつでも、難しい判断を強いられるケースも出てくるかも知れない。
何せ、氏名には各自が強い拘りを持っている。
夫婦別姓制度の導入や、これに反対する通称拡大使用の主張の議論にも、氏名の在り方を巡る対立が見て取れる。
4. ところで、名前といえば、雅号、筆名はもとより、芸名、しこな名、リング名と多々ある。私もペンネームを持っている。
遊女は、夕霧、早蕨、揚巻の源氏名を使った。
現在でも、バーやクラブの女の子が高尾、玉菊を名乗ったりする。
時代の嗜好を反映することが多く、私が弁護士になった1966（S41）年当時の調査では、女性の名前は、多い順に、洋子→京子・真由美・由美子→智子・陽子・裕子→恵子→明子→由美・雅子・久美子→真美→由紀・優子・貴子・知子・直子・玲子・佳子・明美・美奈子・恵美子・由紀子→順子・幸子・紀子・敦子・佳代子・ひろみ・みゆきとなっていたとされ、何となく分かるような気がする。
そういえば、私の場合も、長女にみゆきと命名していた。
生まれ、親がつけてくれたとはいえ、「名前負け」はしたくないものだ。